

## 市第38号議案

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付の認可

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付について次のように認可する。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

公立大学法人横浜市立大学が納付する重要な財産の表示

財産の種別	所在地	地目	地積	出資時における評価額
土地	金沢区柴町379番の3	宅地	474.97㎡	88,439,414円

## 提案理由

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付について認可したいので、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により提案する。

**参 考**

**地方独立行政法人法（抜粋）**

（財産的基礎）

第 6 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第 42 条の 2 の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（第 5 項及び第 6 項省略）

（出資等に係る不要財産の納付等）

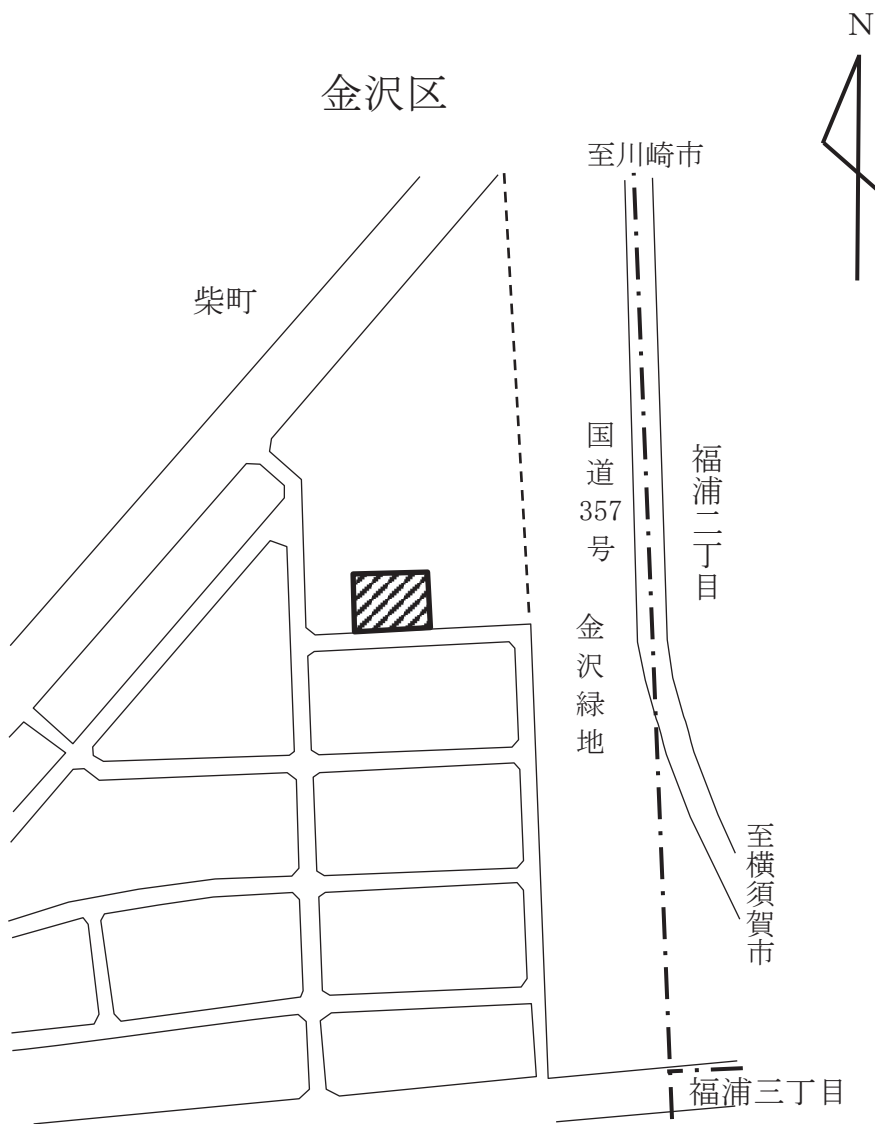
第 42 条の 2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第 4 項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

5 設立団体の長は、第 1 項又は第 2 項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（第 6 項省略）

# 横浜市への納付に係る土地位置図



凡例	
--- --	町界
	納付予定地